

## 次回の検討内容

### 1 成立要件等について

#### (1) 成立要件の設定についての考え方

成立要件を設定する理由は、投票率が低い場合に一部の住民の意見が議会や市長の決定に大きな影響を与えることとなってしまう、特に、僅差の場合や、組織的な投票行動があるような住民投票においては、その懸念が強いと考えられる。

広島市、高浜市、桐生市など多くの自治体が、投票資格者総数の1/2以上との成立要件を定めているが、富士見市のように1/3以上としている自治体もある。なお、逗子市では、1/3以上とする条例案が、議会で1/2以上に修正されている。

大和市の条例案では成立要件を設けないとしているが、不成立になった場合の開票との関係、ボイコット運動に対する懸念などを、その理由として挙げている。

#### (2) 成立要件の規定方法

成立要件を設定するとした場合、その方法は、一定の投票率(投票総数/投票資格者総数)以上とする方法、または一定の絶対得票率(住民投票において過半数を占めた選択肢に対する投票総数/投票資格者総数)以上とする方法の2つの方法が考えられる。後者は、我孫子市、三野町で採用されている(ともに、賛否いずれかが過半数の結果が資格者総数の1/3以上に達した時に尊重義務が生じるとしている。)

#### (3) 不成立の場合の開票

不成立の場合に開票を行うということは、ボイコット運動の抑止効果は期待できるが、不成立であるにもかかわらず、その結果が影響を及ぼすおそれがある。

一方、開票を行わないとすれば、経費節減効果は期待できるが、投票を行った住民には投票結果がまったく示されないことになる。

### 2 市が行う情報提供について

対象事案に対する住民の関心を高め、また、住民が自らの考えに基づき投票を行えるようにするために、市はどのような情報提供を行うべきか。

高浜市や富士見市では、「必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他住民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる」と規定されているが、これらについて、どのように考えるか。

前検討委員会報告書では、「行政が情報提供を行うときに、その情報の公平性、公正性をどのように担保するかという検討も重要であるが、それよりも住民や議員が広く自由に意見を出しあえるような仕組みづくりを行うことが重要である」という考えも示されている。